

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（アンケート回答）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄外資系企業, アンケート キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43436

各省列问题矣

在沖外資企業取扱に因り
各省別問題点。

1. 建設者。

(1) 不動産業は、今年8~9月の第4次自由
化で非自由化業種と扱われるが

復帰後、(1) 100%外資の不動産業問題
に因り、(2) 本土進出の妨げ、(3) 現

在の企業規模の拡大が認め
られ、~~方針~~ 方針がある。(土地政策上)

(2) 復帰前の土地取得、建設計画等が
復帰後にまねがらるものである。復帰

後は事業活動の拡大は一切許可は

(3) 建設業については、外資法上の特
別はないが、建設業法、建築士法

業の業法上の取扱については、現在 GRI
により認められる建築事務所を含む

一の中建設業(建築士を法定技術者
とする要件)は、復帰後も認め

られる見込みである。外国人経験がある
に対し、建築士の資格を認めるかどうかは

今後検討する。

(4) 建設者については、復帰後、関係企業の
活動を中止させるとか、その既得権益

を規制するとかの意図はないが、復帰
後一旦認めれば、それが日本全土に

適用されるとは承知しているが、
それが沖縄地域内、かつ、基地内の

米軍の業務である(大半がこれである)

等には限定されず、建設業は殆んど
問題なからしく、特に不動産業については

現在の企業規模を拡大している。これを
認め得る。但し、復帰前においては

不動産業への拡大計画実施を目的とし
GR1の申請については、日政の助言を

援助機軸に基づき、これを拒否する
GR1に依る方針である。

2. 運輸省

(1) 旅行および業については、復帰後一
定期間内には、本法による登録を

受ける必要がある。登録費は免除される。

(2) 港湾運送事業のうち、海軍検査業
海軍検査業及び海軍鑑定業は、

何れも本法に50%業種別
復帰後一定期間内には、パートナ-

と見付けなければならない。且、何時に
港湾運送事業法上の免許の取得

を要する。

(3) 海運業

(1) 国際コンテナ一貫輸送

(10) 内航運送業、(11) 内航船舶
貸渡業の3つは、~~外資比率~~

外資企業に許可している。
よ、この業者については、実態把握の

ため、神鏡法人か外国法人かの別、
資本金の、外資比率及び役員構成比

等について追加調査を要する。

(14) 道路運送及び道路運送車両関係業
業法上の問題としては、琉球立法。

道路運送法上の免許を取得している
業者は、復帰後一定期間内

に本土、道路運送法上の免許も出
ける等あり、道路運送車両法

関係については同様、復帰後一定期間内

(11) 本土法の認証を受けることが必要

(15) 倉庫業
復帰後一定期間内に倉庫業の免

許を受けるが、外資比率を50%以下の
必要あり。

(16) 自動車整備業
(14) 同様、本土道路運送車両法上の

認証が必要。

3. 農林省

(1) 酪農政策上、バター、チーズ、乳糖、牛乳等に限らず、他の製造品も

50-50の資本自由化を行っている

主要企業がアイスクリーム、牛乳

（外資）
事業活動は、実質的に100%外資
企業であり、許可されていない。

(22. International Dairies Ltd)

(4) 米の輸出入、流通等については
従来後、現行食糧管理法の適用

連日一定の規制を設けること
について、必要とする。

現在検討中である。

(112 Pacific International Rice Mills)

(13) 外資法上、酪農業に制限
はあつたが、基地内の米軍関係の

事業（行方）も認められ、特に肉
類は多い。

(20 Meadow Gold Dairies)

(4) 酪農の企業がアンケートに
回答し、取扱品目、数量等につき

追加調査を必要とする。

労働者

1) 職業紹介業

国内に居住する外国人にのみ適用

外国人労働者の大数の許可を得る場合の
に許可されるので、復帰後、本土

の職業安定法上の許可申請が必要

2) 上記許可が認められるにも、入国
管理上、外国人を入国させると紹介

し、特に演芸家の場合は、異行師と
雇用契約を結ぶ者の入国は認められ

ない。

3) 芸能人等のあつせん業は、自ら
営業を行なうのであるが認め得ない。

在外資企業取扱問題

橋本事務の各省側との話し合い日程(案)

1. 日・時

4月9日(金)

10:00^{am} ~ 10:30 農林省 建設

10:40 ~ 11:10 "

11:20 ~ 11:50 厚生省

4:30^{pm} ~ 5:00 労働省

4月10日(土)

11:00^{am} ~ 運輸省 航空問題についての

全談の際、本件も関連の話し合い
あり。

2. 相手

農林省: 大田官房長 堀 大河原官房参事官

建設省: 大津留官房長 堀 高橋計区局長

厚生省: 松尾局長 堀 松下次長

労働省: 佐 職業安定局長